

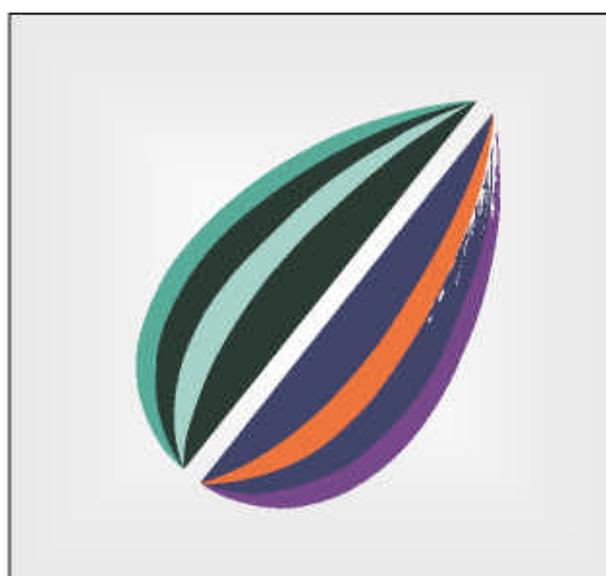
令和7年度

豊田市区長会 第12回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和8年2月25日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 51会議室

次 第

【司会 辻副会長／場所 市役所南庁舎5階 51会議室】

1 豊田市民の誓い唱和

深津書記

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。	
2	警察署と地区区長会との連携について		別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	

4 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	総務委員会からの報告について		別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。	
2	豊田市区長会表彰者の承認について		1
	依頼内容	・別紙のとおりです。	
3	令和8年度地区区長会会長等役職者の報告について		3
	依頼内容	・別紙のとおりです。	
4	令和8年度地区区長会日程表の提出について		5
	依頼内容	・別紙のとおりです。	
5	豊田市区長会会則の改正について		6
	協議内容	・別紙のとおりです。	
6	区長会役職選考に関する内規の改正について		15
	協議内容	・別紙のとおりです。	

5 共済会運営委員会 報告事項

ページ

今期見舞金の支給状況について			
1	報告内容 <ul style="list-style-type: none"> ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、<u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。</u> 	—	20

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料番号

社会福祉協議会の会費等の募集について（依頼）		社会福祉協議会
1	依頼内容 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の会費等の募集についてご協力をお願いします。 【連絡先】豊田市社会福祉協議会 総務課 電話：34-1131、FAX：32-6011 	
緑の募金への協力について		豊田市緑の募金委員会
2	依頼内容 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金活動期間中における自治区内募金の取りまとめ及び指定口座への振込について御協力をお願いします。 ・活動に必要な資材は、4月末までにお届けします。 【活動期間】 令和8年5月1日～令和8年6月30日 【連絡先】豊田市緑の募金委員会 電話：31-2108、FAX：33-8718 メール：nishiyama-kouen@city.toyota.aichi.jp 	—
ごみステーションの管理に係る自治区負担軽減への取組について		清掃業務課
3	報告内容 <ul style="list-style-type: none"> 令和8年4月1日からごみステーション用折り畳みカゴの支給及び原材料支給上限額の増額を行います。 【連絡先】清掃業務課 電話：71-3003、FAX：71-3000 メール：seisouyoumu@city.toyota.aichi.jp 	
令和8年度の自治区補助金等の変更予定について		地域交流課
4	報告内容 <ul style="list-style-type: none"> 自治区補助金について、資料のとおり変更を予定しております。 詳細は4月にお配りする「自治区運営の手引」をご覧ください。 【連絡先】地域交流課 電話：34-6629、FAX：35-4745 メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp 	

7 3月区長便のお知らせ

8 意見交換

自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと等

9 その他

- ・年度初めの懇親会について（対象：令和8年度役員・総務委員）
日時：令和8年4月8日（水）午後5時30分から（第1回役員会後）
場所：名鉄トヨタホテル

豊田市区長会表彰候補者の承認について

豊田市区長会表彰候補者について、下記のとおりとします。

記

- 1 候補者 個人表彰：25名、団体表彰：1団体、計26件（20地区）
- 2 選考概要 2月18日（水）、表彰選考会（総務委員会）を開催
選考結果：全件表彰対象者として推薦する
- 3 推薦調書 別冊「推薦調書」のとおり
- 4 表彰式 令和8年度豊田市区長会総会にて
（5月9日（土）午前10時30分～
豊田市民文化会館小ホール）

※表彰対象者の方へご報告をお願いします。なお、表彰対象者の方へは、表彰式案内状を区長会事務局から別途送付します。

※表彰状及び総会資料記載のため表彰対象者の氏名（漢字・読み）の確認を再度お願いいたします。

■区長会事務局（豊田市役所地域交流課内）

電話 34-6629 FAX 35-4745

URL <https://www.toyota-kuchokai.org/>

豊田市区長会表彰の推薦枠及び推薦状況

網掛け：推薦あり

地 区	推薦枠	個人	団体	合計
崇化館	2	2	0	2
梅坪台	1	0	0	0
浄 水	1	1	0	1
朝日丘	2	2	0	2
逢 妻	2	0	0	0
高 橋	2	1	0	1
美 里	2	2	0	2
益 富	1	0	1	1
豊 南	2	2	0	2
末野原	2	1	0	1
上 郷	2	2	0	2
竜 神	2	0	0	0
若 林	2	2	0	2
前 林	2	1	0	1
若 園	1	1	0	1
猿投台	2	0	0	0
井 郷	1	1	0	1
猿 投	1	0	0	0
保 見	1	1	0	1
石 野	1	1	0	1
松 平	1	0	0	0
藤 岡	1	1	0	1
藤岡南	1	1	0	1
小 原	1	1	0	1
足 助	1	1	0	1
下 山	1	0	0	0
旭	1	0	0	0
稻 武	1	1	0	1
合 計	40	25	1	26

提出期限：令和8年3月19日（木）

提出先：地域交流課又は各支所

F A X：35-4745（地域交流課）

メール：juminjichi@city.toyota.aichi.jp

豊田市区長会長 様

令和8年度 地区区長会長等役職者報告書

■地区区長会長及び地区コミュニティ会議会長

氏名

自治区名

■豊田市区長会 総務委員

氏名

自治区名

■自主防災会連絡協議会役員

氏名

自主防災会名

※原則、自主防災会の会長とするが、自主防災会の役職者等でも可。

※区長と兼務でなくてもよい。 ※複数年、役員を継続して務められる者が望ましい。

■防犯連絡所班長

（原則として小学校区に1名・地区区長会長は必ず兼務してください）

小学校名

氏名

自治区名

↓確認のうえ✓をお願いします。

防犯連絡所班長の連絡先（メールアドレスを含む）を豊田警察署・足助警察署に提供することに同意します。

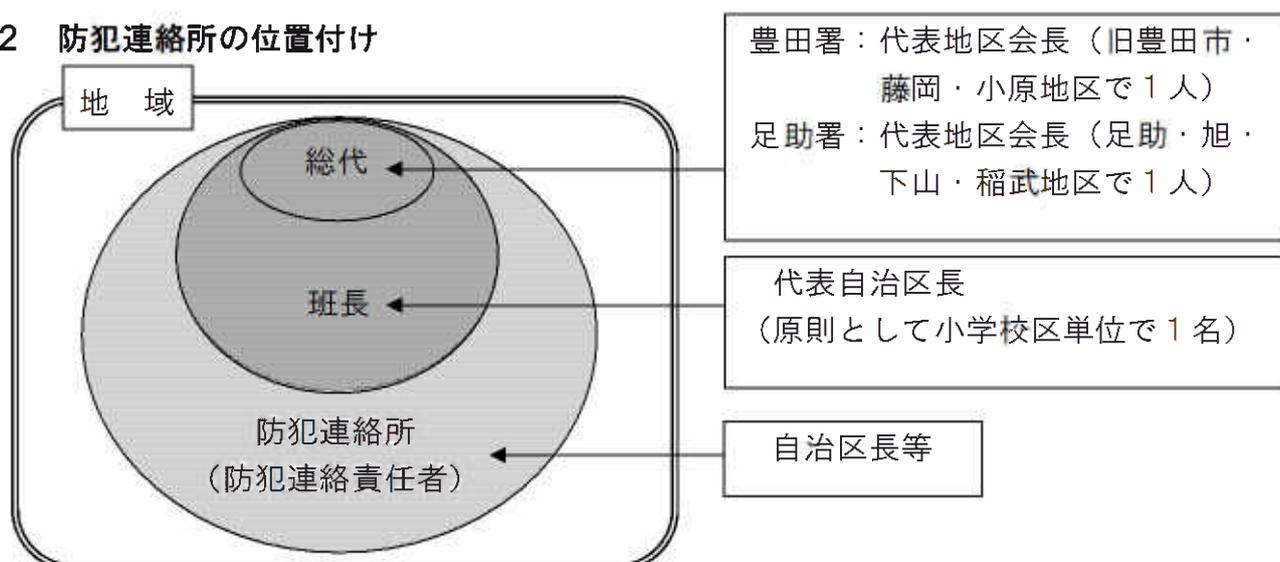
兼務

防犯連絡責任者の業務

1 配置目的

豊田・みよし防犯協会連合会豊田市地域部会、足助防犯協会地区部会と連携し、犯罪や少年非行を無くす活動を行うため、地域に防犯連絡所（防犯連絡責任者）を配置するものである。

2 防犯連絡所の位置付け



※豊田・みよし防犯協会連合会豊田市地域部会、足助防犯協会地区部会は、防犯連絡責任者（各自治区長）をもって組織されている。

3 防犯連絡責任者の具体的な業務

	業務内容	備考
①	行政機関への連絡	警察・市役所・防犯協会・緊急時は110番
②	警察等が行う地域安全活動等への協力	被害防止、少年非行の防止、防犯診断、街頭補導等の各種地域安全活動への積極的な参加
③	防犯環境の診断	防犯カメラ・防犯灯・防犯ベル等設置の促進 防犯器具の普及・紹介
④	防犯研修会の開催	防犯教室・地域安全懇談会の開催
⑤	広報誌の回覧	警察から得た犯罪・不審者等の情報の発信
⑥	ポスター、立看板の掲示	防犯意識を高揚させるまちづくりの推進

4 担当及び問合せ先

豊田警察署 生活安全課 生活安全係 ☎ 35-0110 内線262、263
 豊田・みよし防犯協会連合会 ☎ 33-7201
 足助警察署 生活安全課 生活安全係 ☎ 62-0110 内線262
 足助防犯協会 ☎ 62-2030

令和8年2月25日

区長会役員 各位

豊田市区長会
会長 高村 伸一

令和8年度 地区区長会日程表の提出について（依頼）

このことについて、各種関係機関に情報提供を行いたいため、下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和8年3月19日（木）
- 2 提出方法 下記問合せ先宛てにFAX・メール又は直接ご提出ください。

【問合せ先】豊田市区長会事務局（地域交流課内）又は各支所
 電話：34-6629 FAX：35-4745
 メールアドレス：juminjichi@city.toyota.aichi.jp

（切り取り不要）

地区区長会の日程 報告書	
地区名	地区区長会
【原則】	開催曜日 (例) 毎月第2水曜日
	開催時間 午前・午後 時 分から
	開催場所

※年間の日程が決まっている場合は、下表にご記入ください。（別紙の添付でも可）

開催日	開始時間	開催日	開始時間
4月 日		10月 日	
5月 日		11月 日	
6月 日		12月 日	
7月 日		1月 日	
8月 日		2月 日	
9月 日		3月 日	

豊田市区長会則 新旧対照表

旧	新(案)
<p>(役員の任期)</p> <p>第16条 会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再選できるものとする</p> <p>2 副会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再選できるものとする。</p> <p>3 書記及び会計の任期は1期1年とし、2期までとする。</p> <p>4 理事及び委員の任期は1期1年とする。</p> <p>5 役員等は、任期満了後も後任者が決定するまでその職務を遂行する。</p> <p>6 前条の規定により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第16条 会長、副会長、書記及び会計の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した場合は、または特別の事情があるときはこの限りではない。</p> <p>2 理事及び委員の任期は1期1年とする。</p> <p>3 役員等は、任期満了後も後任者が決定するまでその職務を遂行する。</p> <p>4 前条の規定により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

豊田市区長会会則（案）

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
 - 第2章 会員（第6条～第8条）
 - 第3章 役員等（第9条～第18条）
 - 第4章 会議
 - 第1節 会議（第19条）
 - 第2節 総会（第20条～第29条）
 - 第3節 役員会（第30条～第36条）
 - 第4節 総務委員会（第37条～第43条）
 - 第5節 地区区長会（第44条）
 - 第5章 財務（第45条～第51条）
 - 第6章 会則の変更及び解散（第52条～第54条）
 - 第7章 その他（第55条・第56条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、豊田市区長会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員（第6条に定める「会員」をいう。以下同じ。）のコミュニケーションを図るとともに、自治区運営力の向上と行政との共働による住民自治の振興に努め、もって自治区を核とする地域づくり・人づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）自治区及び地区区長会（第19条第4号に定める「地区区長会」をいう。以下同じ。）相互の連絡調整及び助言に関すること

（2）自治区活動に関する共通課題や自治区活動の円滑化のための調査研究に関すること

と

（3）行政機関及び関係団体との連絡協調に関すること

（4）会員等の慶弔及び表彰に関すること

（5）その他、本会の目的達成のために必要なこと

（区域）

第4条 本会の区域は、豊田市全域とする。

（主たる事務所）

第5条 本会の主たる事務所は、豊田市西町3丁目60番地豊田市役所内に置く。

第2章 会員

（組織）

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域の区長をもって組織する。

（入会）

第7条 区長に就任した者は、本会に入会したものとする。

(退 会)

第8条 前条で入会した会員が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 区長を退任した場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員等

(役 員)

第9条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 理 事 22名

(役員を選任)

第10条 役員は、地区区長会の代表があたる。

2 会長、副会長、書記、会計は、別の定めにより選出された選考委員で構成する選考委員会が別の定めにより役員のうちから選考し、第19条第1号に定める総会（以下「総会」という。）の承認を得て決定する。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総括するとともに、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、総会資料等を調製するとともに重要事項を記録保管する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 理事は、会務の審議と執行にあたる。
- 6 役員は、当該地区のコミュニティ会議の会長を兼ねる。

(委 員)

第12条 本会に次に掲げる委員を置く。

- (1) 会計監査委員 2名
- (2) 総務委員 28名

(委員を選任)

第13条 会計監査委員は、別に定める選考委員会が会員の内から選考し、総会の承認を得て決定する。

- 2 会計監査委員は、役員と兼務することができない。
- 3 総務委員は、地区区長会から1名選考し、総会の承認を得て決定する。

(委員職務)

第14条 会計監査委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計事務を監査すること
- (2) 会計について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (3) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

2 総務委員は、区長会表彰候補者の選考にあたるほか、本会及び自治区運営に係る諸問題について研究する。

(欠員等による役員等の選任)

第15条 役員及び委員（以下「役員等」という。）に欠員が生じた時又はその職務を辞す

ることについて本人若しくは親族の意思が確認できた場合は、役員会（第19条第2号に定める「役員会」をいう。以下同じ。）の承認により役員等を選任することができるものとする。この場合において、役員会の承認をもって総会の承認とみなす。

（役員任期）

第16条 会長、副会長、書記及び会計の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。

2 理事及び委員の任期は1期1年とする。

3 役員等は、任期満了後も後任者が決定するまでその職務を遂行する。

4 前条の規定により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員等の費用弁償）

第17条 本会は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償は別に定め、予算議決を受けなければならない。

（区長会事務局）

第18条 本会には、事務局を置くことができる。

2 事務局の所掌事務等については、役員会が別に定める。

第4章 会議

第1節 会議

（会議）

第19条 本会の会議は、次に掲げるとおりとする。

（1）総会

（2）役員会

（3）総務委員会

（4）地区区長会

（5）その他役員会が必要と認める会議

第2節 総会

（総会の種別）

第20条 総会は、定期総会と臨時総会の2種類とする。

（総会の構成）

第21条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条 定期総会は、次に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（1）事業計画および予算の承認

（2）事業報告および決算の承認

（3）役員等の承認

（4）会則改正の承認

（5）その他必要な事項

（総会の開催）

第23条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき

（2）会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第14条第1項第3号の規定により会計監査委員から開催の請求があったとき
(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から

30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(会員の議決権)

第27条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第28条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第26条及び次項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 総会の議事は、出席者の3分の2以上の同意により決する。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名をしなければならない。

第3節 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

(役員会の開催等)

第32条 役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 定例役員会(原則毎月1回)

(2) 会長が必要と認めたとき

2 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、定例役員会では不適當であると認められる場合においては、その請求の日から

30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 第1項第2号及び前項によって役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第26条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の傍聴)

第35条 会員は、役員会を傍聴することができる。ただし、議長が会議を公開しないこととしたときは、この限りでない。

2 傍聴の**手続**、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、役員会が別に定める。

(合同会議)

第36条 役員会は、必要に応じて総務委員会と合同で開催することができる。

第4節 総務委員会

(総務委員会の構成)

第37条 総務委員会は、総務委員をもって構成する。

(委員長等)

第38条 総務委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、当該構成員の互選により決定する。

2 委員長は、総務委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理代行する。

(総務委員会の開催等)

第39条 総務委員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 定例総務委員会(原則2ヶ月に1回)

(2) 委員長が必要と認めたとき

2 委員長は、総務委員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求の日から30日以内に総務委員会を招集しなければならない。

3 第1項第2号及び前項によって総務委員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総務委員会の議長)

第40条 総務委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(総務委員会の定足数等)

第41条 総務委員会には、第26条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「総務委員会」と、「会員」とあるのは「総務委員」と読み替えるものとする。

(小委員会の設置等)

第42条 総務委員会は、小委員会を設置できるほか、役員会の承認を得て関係区長からなる研究会を設置するなど、必要な措置をとることができる。

(総務委員会の傍聴)

第43条 総務委員会の傍聴は、第35条の規定を準用する。この場合において、第35条第1項の規定中「役員会」とあるのは「総務委員会」と読み替えるものとする。

第5節 地区区長会

(地区区長会)

第44条 地区区長会は、中学校区の自治区をもって組織する。

2 地区区長会は、複数地区の合同で開催することができる。

3 地区区長会の運営に関する重要な事項は地区区長会が定める。

第5章 財務

(会費)

第45条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、年間30,000円とする。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

(資産の構成)

第46条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の承認を得て定めなければならない。

(経費の支弁)

第48条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(事業計画及び予算)

第49条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、原則として毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等作成し、会計監査委員の監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第51条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第52条 この会則は、総会において会員の4分の3以上の承認を得なければ変更することはできない。

(解散)

第53条 本会を解散するときは、総会において会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第54条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の承認を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 その他

(備付け帳簿及び書類)

第55条 本会の主たる事務所には、次に掲げる文書、帳簿及び書類を事務局に備え置かなければならない。

(1) 会則

(2) 構成員名簿、役員名簿

(3) 総会の議事録

(4) 収支に関する帳簿及び証拠書類

(5) 財産目録その他資産の状況を示す書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第56条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会が別に定める。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年5月9日から施行する。

備 考

平成3年4月1日 会則施行

平成8年4月1日 施行

（総務委員を15名から20名とし幹事を廃止。地区連絡会に議決機能を持たせる。）

平成11年4月1日 施行

（役員を選考について、総務委員ではなく、別の定めにより選出された選考委員が選考にあたる。）

平成16年4月1日 施行

（書記、会計のうち1名を会長代行者以外の副会長が兼務する。）

平成17年4月1日 施行

（理事を14名から20名とする。）

平成23年4月1日 施行

（理事を20名から21名とする。総務委員を26名から27名とする。）

平成25年4月1日 施行

（事業内容、入退会、地区会長が地区コミュニティ会議会長兼務等について条文を追加）

平成28年4月1日 施行

（理事を21名から22名とする。総務委員を27名から28名とする。）

平成30年4月1日 施行

（区長会の目的を再整理、役員欠員への対応条文を新設、会長任期を1期1年2期までに変更）

令和3年4月1日 施行

（議事録における押印を廃止）

令和5年4月1日 施行

（役員会及び総務委員会の傍聴を追加）

令和6年4月1日 施行

（文言の軽微な修正）

令和8年5月9日 施行

（役員任期を変更）

区長会役職選考に関する内規 新旧対照表

旧	新(案)																												
<p>1 役員選考委員選出方法等 (1) 役員選考委員の選出 選考委員は、前年度において次の6ブロックの地区会長のなかから、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。 選考委員は、原則として、4役(会長、副会長、書記、会計)への就任はないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">ブロック(自治区数)</th> <th style="width: 80%;">構成地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ブロック(39)</td> <td>崇化館(12)、梅坪台(4)、浄水(5)、朝日丘(7)、逢妻(11)</td> </tr> <tr> <td>2ブロック(65)</td> <td>高橋(15)、美里(14)、益富(14)、松平(22)</td> </tr> <tr> <td>3ブロック(37)</td> <td>豊南(9)、末野原(11)、上郷(17)</td> </tr> <tr> <td>4ブロック(26)</td> <td>竜神(8)、若林(4)、前林(11)、若園(3)</td> </tr> <tr> <td>5ブロック(56)</td> <td>猿投台(11)、井郷(5)、猿投(8)、保見(13)、石野(19)</td> </tr> <tr> <td>6ブロック(75)</td> <td>藤岡(18)、藤岡南(6)、小原(12)、足助(14)、下山(7)、旭(5)、稲武(13)</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック(自治区数)	構成地区	1ブロック(39)	崇化館(12)、梅坪台(4)、浄水(5)、朝日丘(7)、逢妻(11)	2ブロック(65)	高橋(15)、美里(14)、益富(14)、松平(22)	3ブロック(37)	豊南(9)、末野原(11)、上郷(17)	4ブロック(26)	竜神(8)、若林(4)、前林(11)、若園(3)	5ブロック(56)	猿投台(11)、井郷(5)、猿投(8)、保見(13)、石野(19)	6ブロック(75)	藤岡(18)、藤岡南(6)、小原(12)、足助(14)、下山(7)、旭(5)、稲武(13)	<p>1 役員選考委員選出方法等 (1) 役員選考委員の選出 選考委員は、前年度において次の6ブロックの地区会長のなかから、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。 選考委員は、原則として、4役(会長、副会長、書記、会計)への就任はないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">ブロック</th> <th style="width: 80%;">構成地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ブロック</td> <td>崇化館、梅坪台、浄水、朝日丘、逢妻</td> </tr> <tr> <td>2ブロック</td> <td>高橋、美里、益富、松平</td> </tr> <tr> <td>3ブロック</td> <td>豊南、末野原、上郷</td> </tr> <tr> <td>4ブロック</td> <td>竜神、若林、前林、若園</td> </tr> <tr> <td>5ブロック</td> <td>猿投台、井郷、猿投、保見、石野</td> </tr> <tr> <td>6ブロック</td> <td>藤岡、藤岡南、小原、足助、下山、旭、稲武</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	構成地区	1ブロック	崇化館、梅坪台、浄水、朝日丘、逢妻	2ブロック	高橋、美里、益富、松平	3ブロック	豊南、末野原、上郷	4ブロック	竜神、若林、前林、若園	5ブロック	猿投台、井郷、猿投、保見、石野	6ブロック	藤岡、藤岡南、小原、足助、下山、旭、稲武
ブロック(自治区数)	構成地区																												
1ブロック(39)	崇化館(12)、梅坪台(4)、浄水(5)、朝日丘(7)、逢妻(11)																												
2ブロック(65)	高橋(15)、美里(14)、益富(14)、松平(22)																												
3ブロック(37)	豊南(9)、末野原(11)、上郷(17)																												
4ブロック(26)	竜神(8)、若林(4)、前林(11)、若園(3)																												
5ブロック(56)	猿投台(11)、井郷(5)、猿投(8)、保見(13)、石野(19)																												
6ブロック(75)	藤岡(18)、藤岡南(6)、小原(12)、足助(14)、下山(7)、旭(5)、稲武(13)																												
ブロック	構成地区																												
1ブロック	崇化館、梅坪台、浄水、朝日丘、逢妻																												
2ブロック	高橋、美里、益富、松平																												
3ブロック	豊南、末野原、上郷																												
4ブロック	竜神、若林、前林、若園																												
5ブロック	猿投台、井郷、猿投、保見、石野																												
6ブロック	藤岡、藤岡南、小原、足助、下山、旭、稲武																												
<p>2 会長・副会長・書記・会計の任期・選考基準等 (1) 区長会長1名について ① 会長任期は1期1年2期までとする。 なお、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。 ② 会長の選考にあたっては、地区区長会の持ち回り等、地域的な配慮をなくし、人物本位で選考に当たるものとする。 ③ 1年以上の地区会長経験を持つ地区会長から選考するものとする。 ④ 会長の選考に当たっては、次の事項を確認し行うものとする。 ・他の模範となるような自治区運営がされていること。 ・関係地区区長会の全面的な支持があること。 ・区長会長としての職務を遂行できる識見と体力があること。</p>	<p>2 会長・副会長・書記・会計の任期・選考基準等 (1) 区長会長1名について ① 会長の任期は1期1年とし、2期までとする。 ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。 ② 会長の選考にあたっては、地区区長会の持ち回り等、地域的な配慮をなくし、人物本位で選考に当たるものとする。 ③ 1年以上の地区会長経験を持つ地区会長から選考するものとする。 ④ 会長の選考に当たっては、次の事項を確認し行うものとする。 ・他の模範となるような自治区運営がされていること。 ・関係地区区長会の全面的な支持があること。 ・区長会長としての職務を遂行できる識見と体力があること。</p>																												

(2) 副会長3名について

- ① 副会長の任期は1期1年2期までとする。
ただし、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。
- ② 副会長3名の選考に当たっては、地区エリア等に配慮し選考するものとする。
- ③ 副会長についても区長経験年数等にとられず、人物本位の選考とする。
- ④ 会長に事故があった場合に備えて、会長代行者を決めておくものとする。
この場合の代行期間は、当該年度末までとする。
- ⑤ 会長代行者の副会長の選考に当たっては、(1) ④の事項を確認し行うものとする。
- ⑥ 原則1年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ⑦ 会長代行者以外の副会長2名は、書記・会計をそれぞれ兼ねるものとする。

(3) 書記1名、会計1名について

- ① 任期は1期1年2期までとする。
- ② 地区エリア等に配慮し、選考するものとする。
- ③ 原則1年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

【改正内容】 R8.4.1改正

1 (1) 役員選考委員の選出 表中の自治区数を削除する

R8.5.9改正

2 役員の任期について、豊田市区長会会則の改正に合わせた改正を行う

(2) 副会長3名について

- ① 副会長の任期は1期1年とし、2期までとする。
ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。
- ② 副会長3名の選考に当たっては、地区エリア等に配慮し選考するものとする。
- ③ 副会長についても区長経験年数等にとられず、人物本位の選考とする。
- ④ 会長に事故があった場合に備えて、会長代行者を決めておくものとする。
この場合の代行期間は、当該年度末までとする。
- ⑤ 会長代行者の副会長の選考に当たっては、(1) ④の事項を確認し行うものとする。
- ⑥ 原則1年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ⑦ 会長代行者以外の副会長2名は、書記・会計をそれぞれ兼ねるものとする。

(3) 書記1名、会計1名について

- ① 任期は1期1年とし、2期までとする。
ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。
- ② 地区エリア等に配慮し、選考するものとする。
- ③ 原則1年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

区長会役職選考に関する内規（案）

1 役員選考委員選出方法等

(1) 役員選考委員の選出

選考委員は、前年度において次の6ブロックの地区会長の中から、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。

選考委員は、原則として、4役（会長、副会長、書記、会計）への就任はないものとする。

ブロック	構成地区
1ブロック	崇化館、梅坪台、浄水、朝日丘、逢妻
2ブロック	高橋、美里、益富、松平
3ブロック	豊南、末野原、上郷
4ブロック	竜神、若林、前林、若園
5ブロック	猿投台、井郷、猿投、保見、石野
6ブロック	藤岡、藤岡南、小原、足助、下山、旭、稲武

R8. 4. 1
改正

(2) 役員選考委員会における選考

選考委員会への出席は、選考委員6名と、区長会事務局とする。

選考委員会は、選考委員長を互選する。

選考委員会では、地区区長会が提出した役職推薦書を参考に、選考基準等に照らし、協議のうえ決定する。

2 会長・副会長・書記・会計の任期・選考基準等

(1) 区長会長1名について

① 会長の任期は1期1年とし、2期までとする。

ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。

② 会長の選考にあたっては、地区区長会の持ち回り等、地域的な配慮をなくし、人物本位で選考に当たるものとする。

③ 1年以上の地区会長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

④ 会長の選考にあたっては、次の事項を確認し行うものとする。

- ・他の模範となるような自治区運営がされていること。
- ・関係地区区長会の全面的な支持があること。
- ・区長会長としての職務を遂行できる識見と体力があること。

(2) 副会長3名について

① 副会長の任期は1期1年とし、2期までとする。

ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。

② 副会長3名の選考にあたっては、地区エリア等に配慮し選考するものとする。

③ 副会長についても区長経験年数等にとらわれず、人物本位の選考とする。

④ 会長に事故があった場合に備えて、会長代行者を決めておくものとする。

R8. 5. 9
改正

R8. 5. 9
改正

この場合の代行期間は、当該年度末までとする。

- ⑤ 会長代行者の副会長の選考に当たっては、(1)④の事項を確認し行うものとする。
- ⑥ 原則1年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ⑦ 会長代行者以外の副会長2名は、書記・会計をそれぞれ兼ねるものとする。

(3) 書記1名、会計1名について

- ① 任期は1期1年とし、2期までとする。

R8.5.9 改正 ① ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。

- ② 地区エリア等に配慮し、選考するものとする。
- ③ 原則1年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

3 施行期日

この内規は、平成20年1月4日から施行する。

(選考委員は、6ブロックの地区会長の中から1名ずつの推薦を受けると変更する。選考委員は、「役職推薦書の提出のない地区会長とする」から「4役への就任はないものとする」と変更する。)

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

(高橋、豊南地区の自治区数を変更する。)

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

(逢妻、猿投台地区の自治区数を変更する。藤岡地区を藤岡と藤岡南に分離する。)

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

(ただし書き、「該当する地区会長がない場合は、前年度の役員会による推薦を受けた地区会長が役員選考委員会の承認を経て就任するものとする。」から「1年以上の区長経験を持つ地区会長がないブロックはブロックの推薦があれば役員選考委員会で選考できる。」と変更する。)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

(会長任期について、規約との整合。)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

(末野原地区の自治区数を変更する。梅坪台地区を梅坪台と浄水に分離する。)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

(選考委員会への出席者に会長代行を追加する。会長任期のただし書きを追加する。)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

(会長任期のただし書きを削除する。会長任期を1期1年2期までに変更する。)

この内規は、令和3年1月1日から施行する。

(選考委員会の出席者から前年度の区長会長(会長代行)を削除する。)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

(末野原地区と足助地区の自治区数を変更する。)

この内規は、令和4年12月1日から施行する。

(役職推薦書の提出を総務委員から地区区長会に変更する。副会長及び書記・会計の選考における「1年以上の区長経験をもつ地区会長」を「原則1年以上の区長経験をもつ地区会長」に変更する。選考における但し書を削除する。)

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

(役員選考委員の選出 表中の自治区数を削除する。)

この内規は、令和8年5月9日から施行する。

(役員の任期を変更する。)

第 1 2 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)
2 月 1 日～2 月 28 日	2	102,000	6	462,000
4 月 1 日～2 月 28 日	35	843,000	50	2,281,600
1 件あたりの平均支給額	—	24,086	—	45,632

2 2月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額 (円)	行事名等	傷害の内容等	発 生 状 況
1	稲武コミ	96,000	地区バレーボール大会	右膝前十字靭帯損傷	プレー中に痛みを感じ、後日になっても痛みが引かず受診。靭帯損傷。
2	竹 中	6,000	大正琴クラブ (高齢者クラブ)	右臉打撲	片付け作業中に、絨毯の端に足を取られ転倒し机の角に臉をぶつけ打撲と切傷。

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)
2 月 1 日～2 月 28 日	0	0	0	0
4 月 1 日～2 月 28 日	12	1,576,184	11	2,370,107

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

3月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文書名	担当課	電話	種類	送付先
1	社会福祉協議会の会費等の募集	社会福祉協議会	34-1131	依頼	全自治区
2	ごみステーションの管理に係る自治区負担軽減への取組について	清掃業務課	71-3003	通知	全自治区
3	令和8年度の自治区補助金等の変更予定について	地域交流課	34-6629	通知	全自治区
4	交通安全市民会議ニュース3月号	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
5	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付 または 回覧	旧市内自治区
6	そえぎ	こども・若者政策課	34-6630	配付	全自治区
7	「防犯あいち」及び「防犯ポスター」	防犯協会連合会	33-7201	回覧 配付	豊田警察署 管内の自治区

毎月10日は区長便の配達日ですので、**区長便ボックス**を**所定の場所**にお出しください。(区長便専用の緑色のボックスです。)

区長便の空袋は、区長便箱へ入れておいていただければ、配達時に回収いたします。

※4月の区長便は、令和7年度と同じ配達先へ配達します。
5月から令和8年度の配達先へ配達します。

【その他のお知らせ】

一覧の文書以外に、トヨタテクニカルディベロップメント(株)からの「豊田市自治区 デジタル活用に関する実態調査アンケート」に関する資料(封筒)が入っています。

今後の施策検討の参考のため、御協力いただけますと幸いです。

【地域交流課】電話：(0565) 34-6629 FAX：(0565) 35-4745
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州しちしゅうをのぞむ美しい山河うつくさんがにかこまれ、
輝かしい衣かがやの里ころもの歴史さとと伝統れきしをうけつぎながら、
明日あすに向かってむ伸びゆく豊田市の市民とよたしです。
市民しみん

- 1 緑みどりをはぐくみ、川かわを大切たいせつにして、
豊かな自然ゆた しぜんを愛あいしましょう。
- 1 スポーツしたに親しみ、教養きょうようを高たかめて、
文化ぶんかの向上こうじょうにつとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力げんき はたら わか ちからをそだてて、
幸せな家庭しあわ かにをつくりましょう。
- 1 互いに助けあい、心の輪たが たす こころ わをひろげて、
あたたかい町まちをつくりましょう。
- 1 いのちを尊とうとび、きまりをまもって、
住みよい社会す しゃかいをつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうらなで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。



地域安全情報



還付金詐欺にご用心

約40%増

令和7年中、愛知県内では、還付金詐欺の被害が**347**件（前年比+**145**件）発生しました。

還付金詐欺では、電話で「あなたが払いすぎている医療費を返す」「今ならATMで手続きできる」などと言って、被害者をATMに向かわせ、携帯電話越しにウソの操作をさせてお金をだまし取ります。



覚えておこう！

ATM + 還付金 = 詐欺

自転車の違反、知らないじゃ済まない！

令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に**交通反則通告制度**(青切符制度)が適用されるようになります。

青切符制度になっても、自転車の交通違反の内容は変わりません。ルールを守って、事故を減らしましょう。

信号無視

反則金6,000円



指定場所一時不停止

反則金5,000円



傘さし運転

大音量でのイヤホン使用

反則金5,000円



遮断踏切立入り

反則金7,000円



並進

反則金3,000円



スマホ等ながら運転

反則金12,000円



違反はこれだけではありません！詳しくは警察庁HPへ→

豊田警察署HP→
地域安全情報などを
掲載しています



愛知県警 採用HP→
警察官・警察職員の
採用情報はこちらから





「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO. 5

令和8年2月12日



愛知県警察本部
生活安全総務課

令和7年中【確定値】の犯罪発生状況

Check Point!	刑法犯 総数	侵入盗	主な侵入盗手口			自動車盗	自転車盗	性犯罪
			住宅対象 侵入盗	事務所荒し	出店荒し			
認知件数 (件)	56,515	3,436	1,321	261	613	1,051	13,200	866
増減(件)	+5,490	+756	+86	+73	+257	+185	+666	+122
増減比 (%)	+10.8%	+28.2%	+7.0%	+38.8%	+72.2%	+21.4%	+5.3%	+16.4%
※R8.2 暫定値	特殊詐欺 1件あたりの被害額(円) 約474万			※R8.2 暫定値 SNS型 投資詐欺・ロマンス詐欺 1件あたりの被害額(円) 約1,112万				
認知件数 (件)	1,963	被害額 (円)	約93億0,893万	認知件数 (件)	1,542	被害額 (円)	約171億5,456万	
増減(件)	+494	増減(円)	+約51億5,395万	増減(件)	+867	増減(円)	+約88億9,065万	
増減比 (%)	+33.6%	増減比 (%)	+124.0%	増減比 (%)	+128.4%	増減比 (%)	+107.6%	

※性犯罪は不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪の合計 ※増減・増減比は前年比 ※特殊詐欺,SNS型投資詐欺 ロマンス詐欺の令和7年中統計数値は5月に確定
※特殊詐欺,SNS型投資詐欺 ロマンス詐欺は組織犯罪特別捜査課による集計 ※被害額はキャッシュカード手渡し型被害による事後引き出し額を含む(千円以下切捨)

Topics 安全・安心の愛知を目指して

令和7年中における愛知県の刑法犯認知件数は56,515件で、令和4年から4年連続で増加し、中でも特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、自動車盗、侵入盗は前年に比べ、大幅に増加するなど極めて厳しい情勢が続いております。

「安心して暮らせる安全な愛知の確立」には、皆様のご協力が不可欠です。防犯力をどんどんアップしていきましょう👉



役立つ防犯情報は
アイチポリスから

愛知県警察
公式アプリ

アイチポリス



ニセ警察詐欺対策編

県警HP
防犯
トレーニング
←こちらから→



自動車盗対策編



マッスル
ポリス

3月豊田市地区区長会日程表

番号	自治区	開催日	曜日	時間	場所	交番・駐在	係	階級	運営担当者	出席予定者
1	崇化館	3月11日	水	13:30	交流館	駅前	2	補	柴山誠	左同
2	梅坪台	3月10日	火	17:00	交流館	梅坪	1	長	山口順司	左同
3	浄水	3月7日	土	9:00	交流館	保見	1	補	松原潤平	左同
4	朝日丘	3月4日	水	10:00	交流館	朝日丘	1	長	山中浩司	左同
5	逢妻	3月5日	木	19:00	交流館	宮口	駐在	査長	河合淳朗	左同
6	高橋	3月10日	火	19:00	交流館	高橋	1	長	中嶋祐哉	左同
7	美里	3月8日	日	14:30	交流館	御立	2	長	永田裕樹	左同
8	益富	3月1日	日	16:00	交流館	益富	1	査長	田中亨	左同
9	豊南	3月4日	水	17:00	交流館	豊田	1	長	森田光浩	左同
10	末野原	3月11日	水	18:00	交流館	末野原	2	査長	鹿島賢一	左同
11	上郷	3月6日	金	18:30	交流館	上郷	3	長	鈴木健太郎	左同
12	竜神	3月11日	水	17:30	交流館	土橋	2	長	伊藤洋介	左同
13	若林	2月27日	金	17:00	交流館	若林	2	補	中本充彦	左同
14	前林	3月13日	金	18:30	交流館	高岡	1	長	久枝伸行	左同
15	若園	2月27日	金	13:30	交流館	若林	2	補	中本充彦	左同
16	猿投台	3月13日	金	18:00	交流館	猿投台	1	長	古田勇太	左同
17	井郷	3月4日	水	15:00	交流館	猿投台	1	長	古田勇太	左同
18	猿投	3月14日	土	13:00	棒の手会館	加納	駐在	査長	橋元秀和	左同
19	保見	3月13日	金	18:30	交流館	大畑	駐在	補	水野茂人	左同
20	石野	3月5日	木	19:00	交流館	広瀬	駐在	補	中川彰太	左同
21	松平	3月13日	金	18:00	交流館	林添	駐在	査長	中野幹良	左同
22	藤岡	3月7日	土	16:00	交流館	藤岡	1	査長	坂上彰宏	左同
23	藤岡南	3月5日	木	16:00	交流館	藤岡	2	査長	中満洋尚	左同
24	小原	3月6日	金	18:00	支所	市場	駐在	長	近藤浩	左同
25	足助	3月3日	火	18:30	支所	明川	足助署	補	大西博文	左同
26	下山	3月3日	火	14:00	交流館	黒坂	足助署	長	伊藤光弘	左同
27	旭	3月3日	火	14:00	交流館	杉本	足助署	長	近藤真一	左同
28	稲武	3月10日	火	19:00	支所	御所貝津	足助署	長	左右田誠	左同

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295

足助警察署 地域課 地域安全担当官 佐藤 連絡先 0565(62)0110 内線294

令和7年度 総務委員会 最終報告書

1 背景（令和6年度のまとめ）

令和6年度は、少子高齢化、定年延長、価値観の変化等に伴う自治区の担い手不足への対応として、自治区事務のデジタル化による事務効率化や若い世代に合った自治区運営の負担軽減のためのデジタル技術活用に向け更なる研究を行った。

（1）自治区運営アプリのデモンストレーション

小田急電鉄株式会社自治会アプリ「いちのいち」について、実際の操作や、管理画面等、自治区運営の負担の軽減につながる機能のデモンストレーションを実施し、アプリを活用してデジタル化を進めるイメージを共有した。

（2）意見交換

区長が負担だと感じている業務に関して、一部分でもデジタル化できる点、またその利点・欠点について、意見交換を行った。

令和7年度においては、総務委員会内に10名程度で構成された（デジタル）小会議を設置し、より詳細に次世代を見据えたデジタル化を推進するための手法や機能の選定、導入方法などについて、引き続き研究を行うこととした。

2 令和7年度の取組

（1）デジタル化の推進の研究

自治区運営におけるデジタル化の必要性が高まっている一方で、導入が進まない自治区も多く存在している。特に、高齢化や人材不足により困難な自治区も視野に、導入しやすく、基本機能に絞った推奨ツールの選定を行うこととした。

- ・ 優先機能は「回覧」「安否確認」など、日常業務に直結するベーシックなもの
- ・ ツール導入により、紙配布や電話連絡の負担軽減を目指す
- ・ 誰にとっても扱いやすい、シンプルなアプリを重視する

デジタル小会議では、情報収集したツールの中から候補とした3つのアプリについて、一定期間、試行を行い、機能性・操作性・価格の面から比較検討を進め、推奨ツールを選定した。

<試行したデジタルツール（3アプリ）>

ツール名	評価概要
チクワ CHIKUWA!	電子回覧板など基本機能が充実。画面構成がシンプルで非デジタル層にも扱いやすい。費用が低廉で導入しやすい。
ユミコム Yumicom	多機能だが価格が高く、他候補と比較して優先度は次点以下。
結ネット	メニューカスタマイズが可能で拡張性が高く、機能は豊富。利用世帯数に応じて費用が増加し、自治区負担が大きくなりやすい。

推奨アプリの第1候補は、「 チクワッ! 」とする。	
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 導入の容易さ（メニュー構成・操作性の平易さ） ○ 必要な基本機能が十分に備わっていること ○ 低価格であり、自治区の負担が少ないこと
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準的な機能を備えたベーシックなアプリとして推奨する。 ○ 高度な機能やカスタマイズを必要とする自治区については、追加ツールや別アプリの採用を妨げるものではない。
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度に区長会で広域試行（トライアル導入）を実施し、その結果を踏まえ、役員会にて本契約の可否を最終判断いただきたい。 ○ まずは区長会内で導入し、回覧データの送付や各種連絡等で運用しながら、詳細な活用ルールを検討。 ○ 区民への展開については、各自治区の判断によるものとする。
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「デジタル活用支援事業補助金」終了後も、デジタル化を維持するための継続的な支援を求める。

（2）自治区課題、負担軽減の検討

今年度、デジタル化の推進の研究と並行して、持続可能な自治区運営の実現を目指し、各自治区が抱える課題とその負担軽減策について、市に改善・見直しを求めるものと自治区・区長会で取り組めるものの両面から、具体的な改善案の検討を進めた。中間報告を通じて役員会と意見交換を行い、その意見を参考に改善の方向性をまとめた。（別紙「令和7年度総務委員会 自治区の課題及び負担軽減策に関する検討結果」参照）

4 まとめ・今後の方向性

令和7年度は、基本機能を備えた導入しやすい推奨ツールの選定を進め、区長会での広域試行へ向けた道筋を示すことができた。一方で、自治区ごとのデジタル環境や人材には差があり、全自治区が同じペースで進めることは難しいため、今後も「できるところから段階的に進める」姿勢を維持することが重要である。

令和8年度は、区長会内で広域試行（トライアル導入）を実施し、その結果を踏まえて本格導入の可否を判断いただきたい。また、導入後も、運用を通じて活用ルールや各自治区への展開方法を整理するなど、引き続きデジタル活用の推進が求められる。

さらに、デジタル化と並行して進めた課題検討では、市に求める改善事項と自治区・区長会で取り組む事項を整理し、持続可能な自治区運営に向けた改善の方向性を示すことができた。今後は、これらの方向性を踏まえ、取組を着実に進めることが必要である。

令和7年度総務委員会 自治区の課題及び負担軽減策に関する検討結果

項目	問題点	市に改善・見直しを求めるもの	自治区・区長会で取り組めること
1 工事申請 (システム含む)	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報や写真撮影、現地確認など申請準備に手間と時間がかかり、負担が大きい デジタル化しても申請後の対応が遅い、進捗や優先順位が不明、完了報告がない 防犯灯申請では、県と市の間でたらい回しにされ手続きが進まない システムのUIが使いづらく、利用するのに勉強が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 初心者でも使えるようシステムのUIや手引の見直し 進捗状況、優先順位、対応結果の詳細がわかるようシステム改善 スマホから位置情報付きで直接申請する機能の導入 次年度繰越案件は再申請せずに自動継続処理 県・国との関連申請も市の窓口で一括対応 警察関連（道路標識など）が迅速に対応されるよう市から働きかけ 	<p>【市区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市議と情報を共有し、対応の促進を要望していく
2 自治区の役員選任 ・組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 働く世代が忙しく高齢者も多いため、役員選任が困難 会議、回覧、行事の準備が多く現役世代の協力が得にくい 区長報酬など役員、事務員の待遇が悪い 選任できない場合、区長が多くの役を兼任して多忙になり、後任が見つからない 	<ul style="list-style-type: none"> 区長、役員、事務員の報酬の増額や補助制度の整備 市職員OBが区長など役員を担えるよう周知・支援 市の依頼業務量を削減し、誰でも取り組める体制へ 	<p>【自治区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治区の実情に応じて輪番制などの役員選出方法の導入について検討する。特に、区長の選任方法は、副区長からとするなど規約で定める。 区民に理解を得られるよう増額根拠・理由や周辺自治区の状況を整理し、区長主導で提案して規約改正を進める。 区民からの苦情処理は、区長だけに負担がかからないよう役員含めて役員会として組織的対応を行う。 <p>【地区区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区区長会、コミュニティ会議での会議削減について検討を進める。 <p>【市区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議題がない場合は役員会を中止し、会議削減に努める。
3 区費等徴収	<ul style="list-style-type: none"> 集金の負担が大きく、何度も訪問が必要 現金の取扱いが負担 	<ul style="list-style-type: none"> 振込時手数料の市による負担、無料化の支援 社協の会費等のネット支払い化 	<p>【自治区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民に理解を得られるよう増額根拠・理由や周辺自治区の状況を整理し、区長主導で提案して規約改正を進める。 <p>【市区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き落としやキャッシュレス納付の導入事例の横展開を推進する。
4 配布・回覧（広報含む）	<ul style="list-style-type: none"> 月2回の配布作業が負担で、組長など現役世代が配布協力しづらい 回覧物が年に何度もあり、内容も多く煩雑でデジタル化が進んでいない 配布物の情報量が多く、必要性の精査が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 紙配布物の電子化・PDF化（ホームページやUSBなど） 紙を希望しない世帯への電子配布対応 紙廃止のインセンティブ制度（ポイント還元等） 市や関係団体の配布物内容の精査と削減 広報の紙配布の廃止 	<p>【市区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市からの回覧については4役会と事務局で精査しており、今後も継続して回覧削減に努める。 総務委員会（デジタル小会議）において効率化に有効なアプリを選定し、区長会・自治区でのデジタル活用での導入を推進する。

項目	問題点	市に改善・見直しを求めるもの	自治区・区長会で取り組めること
5 各種委員の推薦	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や自治区役員のなり手不足 民生委員の報酬がない 国勢調査の調査員確保に苦慮 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員などへの報酬制度の見直し（費用弁償のみ→手当付加） 市からの推薦依頼の精査と削減 集合住宅の管理会社に対して国勢調査の実施協力 国勢調査の調査員に市職員の選任増 推薦候補として市職員 OB 人材の名簿提供と地域奉仕活動参加の促進 	<p>【自治区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員の負担軽減に向けて自治区も支援を行う。 福祉大学出身者などの情報を活用して人材を発掘する。 <p>【市区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国勢調査員や民生委員の選出方法を共有する。 民生委員を自治区役員（福祉相談役）に選任して手当を支給する等、対応事例を共有する。
6 ゴミステーション	<ul style="list-style-type: none"> 原材料費高騰により設置費用が負担金を超過 原材料費では既成品のゴミ箱が設置できない 指定外ごみの不法投棄、カラスなどの獣害対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 物価上昇に応じた負担金の増額 原材料支給に代えて、既製品ステーションの支給 ゴミステーションの土地提供の協力 条例整備による明確なルールの提示 無料の防犯カメラ設置支援 	<p>【自治区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治区内のマナー啓発活動や清掃・見回り体制を整備する。 必要に応じて市の防犯カメラ補助も活用して対策を進める。
7 自治区主催行事	<ul style="list-style-type: none"> 準備段階での負担が大きく、イベント頻度が高い（2か月に1回） 打ち合わせ会議の回数が多く、内容も毎年ほぼ同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 助成金の増額（物価高騰への対応） 	<p>【自治区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治区でマニュアル化を進める。 <p>【地区区長会・市区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> マニュアル化の進め方についての情報共有を行う。
8 その他全般	<ul style="list-style-type: none"> 自治区加入率の低下、自治区への加入を強制できない、自治区加入に何のメリットがあるか説明できない アパート・マンション等の住民が自治区に未加入 未加入者のごみステーション利用などでトラブル 市からの依頼業務が多く約3割を占めている 自治区役員にデジタル化に対応できる人材がない 区長会役員会と総務委員会の連携不足 	<ul style="list-style-type: none"> 市から市民へ自治区への加入促進の働きかけ 加入率低下を踏まえた交付金の増額 市が業務依頼する際に負担量を見積もる 自治区に依頼せず業者への委託化 	<p>【自治区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治区加入案内資料を活用して、未加入世帯へ加入呼びかけを行う。 <p>【市区長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員会から総務委員会への出席（年2回程度）や総務委員会から役員会への報告、意見交換を行い、連携を強化する。 総務委員会（デジタル小会議）において導入が容易なアプリを選定し、区長会・自治区でのデジタル活用での導入を推進する。

身近なつながりを快適に
自治会・町内会運営支援システム

CHIKUWA!
チクワッ



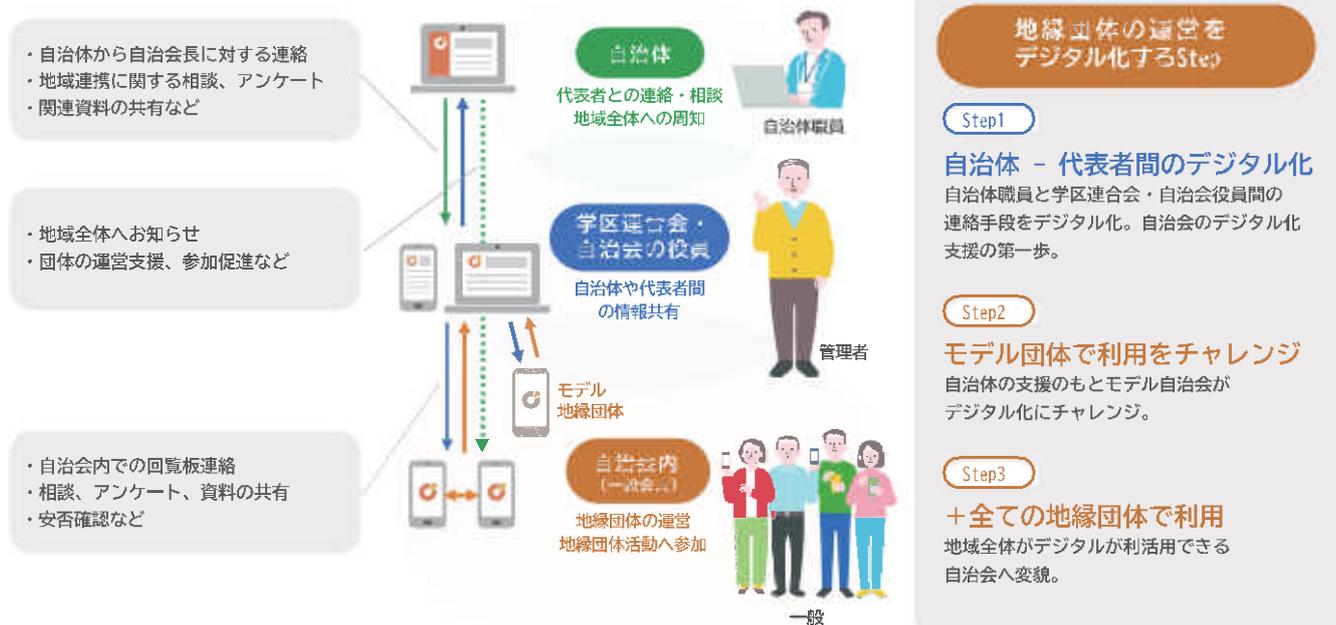
安心な暮らしには欠かせないこと。
昔ながらのやり方ではうまくいかないこと。
今考える、今のやり方。



自治会・町内会の情報共有や連絡をデジタル化 活動や運営をサポートします

アナログ中心の連絡業務を始めとする自治会・町内会の慣例的な運営方法は、
役員の負担となり若い世帯の参加の敬遠を招いています。

「CHIKUWA!」により運営をデジタル化し、地域ステークホルダー全体の連絡業務の負担を軽減。若
い世帯も参加しやすいデジタル化の恩恵を享受できる自治会・町内会への変貌を促します。



高齢者にも優しいシンプルなデザインと機能を提供します



掲示板

スマホで連絡を受信



各グループの管理者からのお知らせを受け取ることができます。

メンバーに素早く情報がいきわたり、情報共有のための調整の手間を省くことができます。

また、アンケートやファイルなどもメッセージに添付されるため、配布物の管理も不要になります。



既読確認



アンケート



ファイル添付



相談グループ

細かい情報を相談



特定のメンバーのみで情報共有できる相談グループ機能を使って、日程の調整や疑問点の確認などが行えます。個人 SNS ではないので誤送信等を気にせず、安心して利用できます。



共有資料

ファイルを格納して共有



組織規程、自治会員への配布物、各種申請様式等、グループ内で良く使うファイルは共有資料に格納しておくことができます。フォルダは複数階層で管理することができます。



地縁団体（自治会・町内会）の運営を支援する機能

団体運営者（会長・役員）も団体会員もデジタル化の恩恵を享受できる地縁団体の運営を支援する機能をそろえております。

集金補助

会費のオンライン決済で
集金の負担を軽減

安否確認伝言板

安否確認を迅速化し
共助体制を強化

会員証

アプリで会員証を提示
各種施策に活用

利用登録

参加申請のオンライン化
団体運営者の承認設定

令和8年2月25日

自治区長 様

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会 長 安田 明弘
豊田市共同募金委員会
会 長 高村 伸一
日本赤十字社豊田市地区
地区長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

社会福祉協議会の会費等の募集について（依頼）

日頃は本会の事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、次年度の会費等の募集について、ご協力賜りますようお願いいたします。

1 会費等の募集時期

募集区分	募集資材 配布時期	自治区での 募集時期（希望）	集約時期 （希望）	募集方法
社会福祉協議会 会費	4月下旬	5月～6月	7月	戸別封筒
共同募金 （赤い羽根・歳末たすけ あい募金の同時募集）	9月下旬	10月～12月	12月	戸別封筒
日本赤十字社 活動資金	9月下旬	10月～12月		チラシ配布

- ・次年度の役員等の変更がありましたら、引き継ぎをお願いいたします。
- ・本会の事業等については、5月の地区区長連絡会でご説明をさせていただきます。

2 問合せ先

豊田市社会福祉協議会 総務課

住 所 〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

電 話 (0565) 34-1131 FAX (0565) 32-6011

メール soumu@toyota-shakyo.jp

休業日 日・月曜日及び祝日

主な使い道（一部抜粋）

豊田市社会福祉協議会 「会費」



豊田市社会福祉協議会
ボランティアセンターイメージキャラクター
「ぼらんて君」

- ① 自治区、地区コミュニティ会議等が行う地域福祉活動への助成
- ② 地域ふれあいサロンの支援
- ③ 車いす用福祉車両・車いすの貸出
- ④ 住民の地域参加活動を支援するボランティアセンターの運営
- ⑤ 火災などの被災者へ見舞金の支給
- ⑥ 「とよた市民福祉大学」の開講・運営



車いす用福祉車両の様子

※修了生の中には、民生委員児童委員、コミュニティ会議福祉部会委員に就任される方、ふれあいサロンの立ち上げ、子どもの居場所づくりやお助け隊活動に参加される方等、地域で様々な活動で活躍される方がいらっしゃいます。



赤い羽根募金・歳末たすけあい募金 (豊田市共同募金委員会)



©中央共同募

- ① 法律相談（毎月第1・3土曜日）
- ② 小中学校等と連携した障がい理解のための実践教室
- ③ 長寿祝事業
市内の高齢者のみなさまへ長寿のお祝いと感謝の意を表
することを目的としてメッセージカードをお送りしました。
- ④ 生活困窮世帯への緊急食糧支援
- ⑤ 県内の福祉事業の推進、災害等準備金としての積立



障がいを理解するための実践教室の様子



日本赤十字社

日本赤十字社「活動資金」 (日本赤十字社豊田市地区)



ハートラズ

- ① 市内小中高等学校加盟の「JRC（青少年赤十字）」の活動支援
(助成や活動PR)
- ② 赤十字ボランティア「豊田市赤十字奉仕団」の活動支援
- ③ 火災などの被災者へ救援物資等の支給
被災された世帯に日用品セット、毛布、タオルケットを配布
見舞金を支給



被災者に渡される救援物資セット

令和8年2月25日

区長会役員 様

豊田市緑の募金委員会
会長 鈴木 学**令和8年度 緑の募金活動について（依頼）**

平素は緑の募金に多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

緑の募金は、環境保全や水源のかん養等に重要な役割を果たす緑化の推進を目的としております。令和7年度に御協力いただきました募金につきましても、（公社）愛知県緑化推進委員会に全額納入後、当委員会に交付金として支給され、市の緑化推進事業に活用することで環境にやさしいまちづくりに役立てさせていただいております。

つきましては、御多忙の折誠に恐縮ですが、募金の趣旨を御理解いただき、区民の皆様への御周知、自治区内の募金の取りまとめ及び指定口座への振込みについて、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 実施スケジュール

- 4月中、下旬・・・自治区ごとに世帯分のシール、チラシ、封筒等を配布します。
- 5～6月・・・・自治区にて募金活動をお願いします。
- 6月下旬・・・・募金の振込みをお願いします。

2 募金の活用

樹木植栽への助成、草花種子の配布、市民花壇コンテスト、とよたガーデニングフェスタ等

3 外国語回覧文書

ポルトガル語及び中国語の回覧文書を用意しております。必要な場合は、4月7日（火）までに御連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

4 その他

募金は自主的なものであり、各自治区及び区民の皆様への強制ではありません。御協力いただける場合の金額も任意ですが、世帯あたり300円程度を目安とさせていただきます。

連絡先 豊田市緑の募金委員会事務局（西山公園内）

担当 浦野 田中

電話 31-2108 FAX 33-8718

Eメール nishiyama-kouen@city.toyota.aichi.jp

自治区長様

(公社) 愛知県緑化推進委員会
豊田市緑の募金委員会

緑の募金について (お願い)

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は緑の募金活動に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度は緑の募金に対し多大なる御協力をいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただきました募金は、(公社) 愛知県緑化推進委員会に一旦納入し、その後支給される交付金を、樹木植栽助成金、豊田市民花壇コンテスト、草花種子配布、とよたガーデニングフェスタ等の環境にやさしい緑化事業に役立てております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮でございますが、下記のとおり御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、自治区長様の御要望をうかがいながら実施してまいりますので、御相談等ありましたら御連絡ください。よろしく申し上げます。

記

- 1 募金期間 令和8年5月1日 から 6月30日
※封筒・チラシでは募金期間が「春期：4月1日～5月31日 秋期：9月1日～10月31日」となっておりますが、豊田市では**5月1日～6月30日の1回のみ**でお願いします。

2 送付資材

区長用封筒

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 緑の募金について (お願い) | ・・・本書 |
| (2) 納付書 (黄緑色) | ・・・2枚 |
| (3) 回覧「緑の募金について (お願い)」 | ・・・回覧数+2枚 |
| (4) 「組長様をお願いしたいこと」 | ・・・1枚 |
| (5) 予備 (シール・チラシ・募金封筒) | ・・・若干数 |

組長用封筒

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 「組長様をお願いしたいこと」 | ・・・1枚 |
| (2) チラシ | ・・・世帯数 |
| (3) 家庭用募金封筒 | ・・・世帯数 |
| (4) シール | ・・・世帯数 |

※不足する資材がありましたら御連絡ください。お届けいたします。

※残った資材につきましては、振込み時に農協の窓口のみお預かりできます。

3 納付方法

- (1) 募金は、お近くのあいち豊田農協又は豊田信用金庫の本・支店で、同封の納付書（黄緑色）により振込みをお願いいたします。
なお、金融機関の御厚意により振込手数料は掛かりません。

(2) 振込先

① 金融機関名	あいち豊田農業協同組合 本店
預金種目	普通預金
口座番号	0 2 5 3 7 6 1
受取人	豊田市緑の募金委員会 事務局長 浦野 貴之
② 金融機関名	豊田信用金庫 本店
預金種目	普通預金
口座番号	9 1 0 2 7 4 5
受取人	豊田市緑の募金委員会 事務局長 浦野 貴之

※ 6月末までのお振込みを目途としておりますので、よろしく申し上げます。

4 緑化啓発推進費交付金の支払いについて

令和8年9月に、募金額に応じて（実績の30%）振込みますので、地区の緑化事業（樹木植栽、下草刈り等）にお役立ていただき、11月末までに緑化推進事業実施報告書（9月送付予定）の提出をお願いします。

なお、振込先については、市地域交流課に届けられている口座に振込みをいたします。

5 その他

募金は自主的なものであり、各自治区及び区民の皆様への強制ではありません。御協力いただける場合の金額も任意ですが、世帯あたり300円程度を目安とさせていただきます。

区長様から各組長様宛の領収書が必要な場合は枚数を御連絡ください。

アパート等で募金を要請しない組がありましたら、資材等を送りませんのであらかじめお知らせください。

税の優遇措置を受けるため、領収書が必要な場合は、（公社）愛知県緑化推進委員会所定の領収書を発行しますので納付前に御連絡ください。（2,000円以上）

《連絡先》

豊田市西山町5丁目1番地
豊田市緑の募金委員会（豊田市西山公園内）
TEL 31-2108
FAX 33-8718

領 収 書

納付者	自治区	様
令和8年度 緑の募金		
		円
上記のとおり緑の募金として 領収しました。		
豊田市緑の募金委員会 事務局長 浦野貴之		
JAあいち豊田及び豊田信用金庫の 本・支店様に限り、振込手数料免除		
取扱機関名		領収日付印

(自治区保管用)

納 付 書

納付者	自治区	様
令和8年度 緑の募金		
		円
上記のとおり緑の募金として 領収しました。		
振込先 あいち豊田農業協同組合本店 普通 0253761 振込先 豊田信用金庫本店 普通 9102745		
JAあいち豊田及び豊田信用金庫の 本・支店様に限り、振込手数料免除		
取扱機関名		領収日付印

(取扱金融機関保管用)

納付済通知書

納付者	自治区	様
令和8年度 緑の募金		
		円
上記のとおり緑の募金として 納付します。		
豊田市緑の募金委員会 事務局長 浦野貴之		
JAあいち豊田及び豊田信用金庫の 本・支店様に限り、振込手数料免除		
取扱機関名		領収日付印

(豊田市緑の募金委員会保管用)

回 覧

令和8年5月1日

各 位

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
豊田市緑の募金委員会

緑の募金について（お願い）

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は緑の募金について格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度は緑の募金に対して多大なる御協力をいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただきました募金は（公社）愛知県緑化推進委員会に納入した後、支給された交付金を、樹木植栽助成、豊田市民花壇コンテスト、草花種子配布、とよたガーデニングフェスタ等市民の皆様に向けた環境にやさしい緑化事業に役立てております。

今年度も下記のとおり実施いたしますので、森林の整備、緑化の推進等、募金の趣旨を御理解いただき、何卒御協力くださいますようお願い申し上げます。

- * 募金期間 5月1日から6月30日
封筒・チラシの募金期間は 春期：4月1日～5月31日 秋期：9月1日～10月31日となっておりますが、豊田市では**5月1日～6月30日の1回のみ**でお願いします。
- * 募金は自主的なものであり、強制ではありません。御協力いただける場合の金額も任意ですが、世帯あたり300円程度を目安とさせていただきます。
- * 2,000円を超える寄附をされる方は所得税の寄附金控除が受けられる場合があります。控除を希望される方は領収書の発行手続きを行いますので、直接豊田市緑の募金委員会に募金をお持ちください。

お問合せ 豊田市西山町5丁目1番地
豊田市緑の募金委員会(西山公園内)緑の募金担当
電話 31-2108 FAX 33-8718
Eメール nishiyama-kouen@city.toyota.aichi.jp

新年度版を送付します

緑化推進活動の報告

緑の募金へのご協力ありがとうございました



緑の募金は、(公社)愛知県緑化推進委員会に納入された後、募金額に応じて、各市町村に交付金として交付され、地域の緑化推進活動に充てられます。豊田市では次のような活動を行っています。

■ とよたガーデニングフェスタ

「とよたガーデニングフェスタ 2024」を西山公園で開催しました。会場には4月27日から4月29日までの3日間で延べ12,570人の方に来場いただき、園芸講座やガーデニング作品の展示、苗や園芸資材の販売を行いました。



■ 樹木植栽助成

地域での緑化活動を支援するため、自治区が行う樹木植栽に対して助成制度を設けています。令和6年度は3自治区から申請があり、合計115本の樹木植栽に対して助成を行いました。



■ 園芸講座

花やみどりのある暮らしが身近なものになるよう、植物の育て方や管理の方法の講座を西山公園で開催しています。令和6年度は29講座を開催し、延べ909人の方が受講されました。また、園芸活動を行うグループに対し、講師の派遣を行っており、30回の派遣をして延べ491人の方が受講しました。



■ 豊田市民花壇コンテスト

花のあるまちづくりを進めるため、地域での花壇づくりが活発になるように、市民花壇活動団体を対象にコンテストを開催しています。令和6年度は18団体の参加があり現地審査を行いました。西山公園において優秀団体を表彰しました。



■ 緑化植物配布

緑化推進を図るため、コミュニティのふれあい祭り等で花苗等を配布しました。令和6年度は交流館等30会場で6,000本の花苗を配布しました。



■ 草花種子配布

多くの市民の方に花を楽しんでもらえるよう、春と秋の年2回、季節の花の種を市役所や交流館などで配布しています。令和6年度はヒマワリやかすみ草など6種類計36,000袋を配布しました。

■ 自治区の公共緑化事業への交付金

地域での緑化活動に役立てていただけるよう、自治区からお寄せいただいた緑の募金額の30%を緑化啓発推進費交付金として自治区に交付しました。

花とみどりのあるまちづくりのため、今後とも緑の募金にご協力くださいますようお願いいたします。

お問合せ 豊田市緑の募金委員会 豊田市西山町5-1(西山公園内) 電話 31-2108

緑の募金について 組長様にお願いしたいこと

大変お忙しいところ恐縮に存じますが、次の手順で募金をお願いします。

- 募金期間 基本的には5月1日から6月30日ですが、自治区の決められた期間内でお願いします。
- 配布書類及び資材
(資材が不足している場合は、区長様に予備がお渡ししてありますのでお申し出ください)
 - 1 「組長様にお願いしたいこと」 本書
 - 2 緑の募金チラシ「緑の募金」 組の世帯数
 - 3 緑の羽根シール 組の世帯数
 - 4 緑の募金封筒 組の世帯数

○ 募金の流れ

(公社) 愛知県緑化推進委員会

↓ ・募金の依頼

豊田市緑の募金委員会

↓ ・自治区長様へ募金のお願い

区 長

↓ ・回覧文書の回覧

・組の世帯数分の資材が入った封筒を組長様へ配布

組 長

↓ ・チラシ、募金封筒を各戸へ配布

各 世 帯

↓ ・ご協力いただいた募金封筒を回収

(募金は自主的なものであり強制ではありません。募金額も任意ですが、目安として300円程度とさせていただきます)

↓ ・ご協力世帯へシールを渡す

組 長

↓ ・募金の入った封筒、使用しなかった配布書類及び資材を区長様または、区事務所等へ届ける (お届け先等は区長様の指示に基づいてお願いします)

区 長

↓ ・募金を納付書により納入。不要となった配布書類及び資材は返却するか処分をお願いします。(農協窓口のみお預かりできます)

豊田市緑の募金委員会

※ 上記の手順は一例です。自治区長や組長に代わる配布者等の場合は、読み替えての活動等、自治区の実情に応じた活動をお願いします。

《問合せ》豊田市緑の募金委員会 (西山公園内) 電話 (0565) 31-2108

緑の募金にご協力ありがとうございます

緑の羽根シールを1枚お取りください

公益社団法人愛知県緑化推進委員会

緑の募金は、市町村緑の募金団体・ボーイスカウト・ガールスカウトと共に実施しています。



緑の募金の羽根シール



緑の募金

ご協力ありがとうございます

緑の募金は、学校等の公共施設の緑化、苗木配布等家庭緑化の推進、みどりの少年団の育成等に使われています。

【募金期間】

春期：4月1日から5月31日まで

秋期：9月1日から10月31日まで

この募金は、あなたがお住まいの市町村緑の募金団体のご協力を得て実施しています。詳しくは市町村緑の募金団体へお問い合わせください。

公益社団法人

愛知県緑化推進委員会

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号
(愛知県三の丸庁舎内)

TEL 052-963-8045

URL <http://www.midori-aichi.jp/>

新年度版を送付します

緑の募金にご協力を お願いします



緑の募金は、家庭・学校・企業・職場・街頭など、多くの皆様のご協力により支えられています。

緑の募金期間 **春期** 4月1日～5月31日 **秋期** 9月1日～10月31日

森林の整備

山地災害防止、水源かん養、CO₂吸収等の公益的な機能を有する森林の保全活動を支援



森林の保全活動を支援

緑化の推進

生物多様性の維持、ヒートアイランド現象の緩和、CO₂吸収源として都市の緑化活動を支援



地域団体の緑化活動を支援



公共施設の緑化を支援

青少年の育成

森林整備や緑化推進の大切さを啓発



学校での緑化活動を支援

緑の募金で進めよう!SDGs



緑の募金法制定30周年

「緑の募金」とは…

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年6月施行)に基づき、愛知県知事が指定した公益社団法人愛知県緑化推進委員会が、市町村等の緑の募金団体の協力を得て実施しています。
なお、本年は法が制定されて30周年を迎えます。

公益社団法人への寄附金として、法人税、所得税及び個人住民税の優遇措置

愛知県緑化推進委員会は、愛知県知事から「公益法人」に認定されています。「公益法人」に対する寄附(緑の募金)は、税制上の優遇措置を受けることができます。
詳細は、所管の税務署にお問い合わせください。

皆様のご協力でこんな取り組みができました



森づくりのため
苗木を植えました



学校等の緑化のため
花の苗を植えました



愛知県植樹祭を開催し、
記念植樹を行いました



県内各地で、9,590本の
苗木を配布しました



みどりの少年団79団の
活動を支援しました



みどりの奨励賞を
受賞しました

ご応募ありがとうございました

令和6年度
愛知県緑化ホスター
原画コンクール

特選 愛知県知事賞



【小学生の部】
島屋咲弥加さん(知立市)



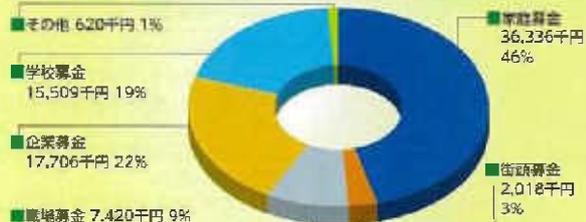
【中学生の部】
北川天音さん(刈谷市)

緑の募金にご協力いただきありがとうございました

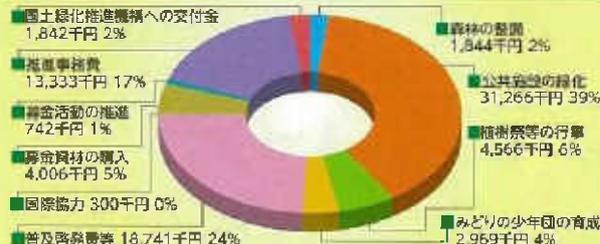
(前年比100.6%)

2024年の緑の募金実績は、**79,608,668円**でした。

緑の募金実績 79,609千円



緑の募金の使い道 79,609千円



お問い合わせ

豊田市緑の募金委員会

〒471-0062 豊田市西山町5丁目1番地
西山公園内
TEL:31-2108 FAX:33-8718



公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1
愛知県三の丸庁舎内
TEL 052-963-8045 FAX 052-963-8491
URL <https://www.midori-aichi.jp/>
info@midori-aichi.jp



自治区長 各位

豊田市環境部清掃業務課長

ごみステーションの管理に係る自治区負担軽減への取組について

自治区負担の軽減を図るため、令和8年4月1日より次の取組を実施します。

取組1	取組2
<p>●<u>ごみステーション用折り畳みカゴの支給</u> 内容 カラス等による被害防止のため、現在支給している黄色ネットに加え、新たな支給品を設ける。 ※対象：獣害除けネットを被せただけのごみステーションなど 理由 日常的な清掃の負担を軽減し、景観も良好なため。</p>	<p>●<u>原材料支給上限額の増減</u> 内容 ごみステーション設置用の原材料（鉄パイプ等）の上限支給額を5万円未満から10万円未満に増額する。 理由 物価上昇や自治区要望に対応するため。</p>
<p>●<u>事務フロー</u> 自治区：市（清掃業務課）へ支給相談 ↓ 市（清掃業務課）が支給条件確認 ↓ 市（清掃業務課）が現場確認 ↓ 自治区：市（清掃業務課）で受取</p>	<p>●<u>事務フロー</u> 自治区：必要資材の見積徴収 ↓ 自治区：市（清掃業務課）へ申請 ↓ 市（清掃業務課）が必要資材を購入 ↓ 自治区：市（清掃業務課）で受取</p>
 <p>(取組1) ごみステーション用折り畳みカゴ※</p>	 <p>(取組2) 原材料支給により設置したごみステーション ※鉄パイプやクランプを支給</p>

※幅 1850 mm×奥行 630 mm×高さ 680 mm

連絡先 清掃業務課
山田・須藤
電話 0565-71-3003

令和8年2月25日

自治区長 各位

地域交流課長 杉浦 智文

令和8年度の自治区補助金等の変更予定について（通知）

令和8年度から、下記のとおり補助金等の内容変更を予定しています。詳細は4月にお配りする「自治区運営の手引」をご覧ください。

記

1 変更予定日 令和8年4月1日

2 補助金等の変更内容（予定）

(1) 地域振興事務交付金

- ・昨今の人件費上昇を考慮し、人件費を算出根拠とする項目の見直し
- ・世帯数の少ない小規模自治区への重点的な支援

算出項目	内訳	【現在】単価及び金額	【R8年度】単価及び金額
(1) 均等割額	1 自治区	150,000円	247,000円
(2) 世帯割額 (1世帯当たり)	社宅、公営住宅等の集合住宅地域	1,350円	1,650円
	団地開発等の集合地域	1,500円	1,900円
	400世帯未満の自治区	$1,750 + (400 - \text{自治区世帯数}) \text{円}$	$2,300 + (400 - \text{自治区世帯数}) \text{円}$
	標準規模の自治区(400~800世帯)	1,750円	2,300円
	800世帯を超える自治区	$1,750 - (\text{自治区世帯数} - 800) \times 0.1 \text{円}$	$2,300 - (\text{自治区世帯数} - 800) \times 0.1 \text{円}$
(3) 面積割額	2k㎡未満	10,000円	16,000円
	2k㎡以上 3k㎡未満	20,000円	32,000円
	3k㎡以上 4k㎡未満	30,000円	48,000円
	4k㎡以上 5k㎡未満	40,000円	64,000円
	5k㎡以上 6k㎡未満	50,000円	80,000円
	6k㎡以上 7k㎡未満	60,000円	96,000円
	7k㎡以上 8k㎡未満	70,000円	112,000円
	8k㎡以上 9k㎡未満	80,000円	128,000円
	9k㎡以上10k㎡未満	90,000円	144,000円
	10k㎡以上	100,000円に、10k㎡から計算して1k㎡を増すごとに5,000円を加算した額	160,000円に、10k㎡から計算して1k㎡を増すごとに8,000円を加算した額

算出項目	【現在】内訳及び金額	【R8年度】内訳及び金額
(4) 委員活動費	環境委員及び交通安全委員活動費 14,000 + (70 × 自治区世帯数) 円	環境委員及び交通安全委員活動費 23,000 + (115 × 自治区世帯数) 円
(5) 防犯活動費	以下の①+② 自治区が前年度末に維持管理していた防犯灯に係る費用のうち ①電灯使用料相当額の9割以内 ②維持管理費相当額 (防犯灯数 × 1,250円) の9割以内 ただし、上記②は省エネ型防犯灯を除く。	※見直しなし
(6) 広報とよた等配布事務費	広報とよた等配布事務費相当額 前年度配布数 × 配布単価	※見直しなし
(7) 環境整備活動費	ごみ袋配布事務費相当額 前年度配布パック数 × 40円以内	※見直しなし
(8) デジタル化対応費	電子申請対応に伴うインターネット環境維持にかかる経費 30,000円 ※年度当初にインターネット環境を有している自治区に限る。	※見直しなし
(9) 過疎地域活動費	【対象自治区】 自治区の面積が1k㎡以上かつ 1k㎡当たりの世帯数が30世帯未満の自治区 (30 - 1k㎡当たり世帯数) × 75円 × 世帯数	【対象自治区】 自治区の面積が1k㎡以上かつ 1k㎡当たりの世帯数が30世帯未満の自治区 (30 - 1k㎡当たり世帯数) × 110円 × 世帯数
(10) 合併新自治区支援費	【対象自治区】合併後の新しい自治区 ※合併年度のみ 100万円 × (合併自治区数 - 1)	※見直しなし

(2) 自治区活動備品整備事業補助金

- ・補助金額の全部又は一部について概算払による支払い可とする

(3) 自治区防犯灯設置費補助金

- ・防犯灯用ポールの設置、撤去費にかかる補助限度額の引き上げ

防犯灯種別	【現在】補助限度額	【R8年度】補助限度額
ポールの設置、撤去費	1本につき 30,000円	1本につき 60,000円

(4) 地域集会施設整備事業補助金

① 以下の工事内容にかかる補助限度額の引き上げ、PCB処理事業の廃止

区分	工事内容	補助率	【現在】補助限度額	【R8年度】補助限度額
特定集会所	バリアフリー	8割 以内	600万円	900万円
	耐震補強			
その他集会所	土砂災害対策			
	PCB処理			廃止

② 複数の工事内容を同時に行う場合の合算限度額の撤廃

区分	工事内容	【現在】合算限度額	【R8年度】合算限度額
全ての集会所	増築・改修・バリアフリー等 (解体以外)	工事内容ごとに補助限度額の範囲内で算定し、1,800万円まで合算可能	工事内容ごとに補助限度額の範囲内で算定して合算

③ 見積業者数の変更

改修、解体、バリアフリー、耐震補強、太陽光・蓄電池の場合

【現在】		【R8年度】	
同一業者からの見積合計額	見積業者必要数	同一業者からの見積合計額	見積業者必要数
100万円未満	1者	50万円未満	1者
100万円以上	2者	50万円以上	2者

(5) 放送施設整備事業補助金

・見積業者数の変更

【現在】		【R8年度】	
同一業者からの見積合計額	見積業者必要数	同一業者からの見積合計額	見積業者必要数
100万円未満	1者	50万円未満	1者
100万円以上	2者	50万円以上	2者

【問合せ】

豊田市地域活躍部地域交流課 住民自治担当
 電話 34-6629 FAX 35-4745
 メール chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp